

地域の農地は地域で守ろう

農事組合法人いけのうち設立総会開催

武蔵町池ノ内地区の農家69戸が農事組合法人「いけのうち」を設立し、5月25日(休)午後7時から池ノ内公民館で設立総会が開催されました。

同組合は、農用地の有効な利活用、農業所得の向上をめざして平成17年11月に池ノ内営農組合として発足し、農機具・格納庫を整備し、組合として麦の作付けを行ってきました。しかし、法人格をもたない任意組合では農地の利用権の設定等行うことができないため、本格的な農業経営を行う上での基盤強化を図るため法人化をめざし、今回、国東市として初めての農事組合法人の設立となりました。

この日の設立総会には、組合員62名が出席。設立発起人代表の堀輝克さんがこれまでの経過を説明した後、来賓の小山裕司大分県東部振興局農山漁村振興部長、難波修一市武蔵総合支所長、林浩昭 J A くにさき常務がお祝いを述べました。

今後の事業計画や役員の選任等について協議し代表理事組合長に堀輝克さんを選びました。今後は、地域の農地

の集積（利用権の設定）による農地の有効利用や、麦の作付けを中心に、水稲・大豆の作付け及び作業の受託を行うことにしています。堀組合長の話。「法人組織としての営農活動の充実を図り、今後、農業生産法人、さらには特定農業法人をめざして活動していきたいと思います」



▲代表理事組合長に選任された堀輝克さん



▲設立総会には組合員62名が出席

土砂災害のおそれのある地域を「土砂災害警戒区域」に指定しています

土砂災害防止法に基づき、国東市（旧安岐町内）の土砂災害のおそれのある13区域を、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定しました。

〔警戒区域〕

- ハザードマップ等を利用した警戒避難体制を整備します。

〔特別警戒区域〕

- 宅地分譲や社会福祉施設等の造成工事には、土砂災害防止の対策工事が必要となります。
- 住宅の新築・増改築時には外壁等を強化するとともに建築確認が必要となります。

今後も皆さんの安全を確保するため、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の追加指定を行います。

なお、今回指定した区域の公示図書は、国東土木事務所や国東市役所安岐総合支所でご覧になれます。

問い合わせ

国東土木事務所総務課 ☎0978⑦1321

安岐総合支所地域建設課 ☎0978⑥1119

森林の伐採や開発には届出や許可が必要です

森林は、水を育み、自然災害を防止するほか、癒しや自然休養・体験の場として、私たちに潤いと和みのある生活環境を提供しており、最近では、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に果たす役割も高く評価されています。

このように多くの公益的な機能を有する森林の保全と適切な利用を図るため、森林の伐採や開発を行うときは、届出や許可が必要となっています。

- 保安林立木の伐採や土地の形質変更
- 保安林以外の森林での1haを超える開発行為

届出や許可の制度を理解して、私たちの生活に欠かせないこのすばらしい森林を将来にわたってみんな大切に守り育てていきましょう。

問い合わせ

大分県東部振興局農山漁村振興部森林・林業第一班

☎0978⑦0156